

西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託
公募型プロポーザル審査要領

この要領は、西都市が実施する「西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託」に係る受託候補者を選定するために行うプロポーザル審査について必要な事項を定めるものである。

1 選定方法

「西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、審査を行い、受託候補者の選定を行うものとする。

2 審査

審査対象者は、参加申込みをした者のうち、参加資格を有することが本市から認められ、期限内に企画提案書等を提出した者とする。

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングを行い、その内容を審査する。各審査委員が、別に定める「西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託公募型プロポーザル審査基準（以下、「審査基準」という。）」に基づき、採点を行う。各審査委員の評価点の合計点数が大きい順に順位付けを行う。その結果、第1位となった者を委託契約の優先交渉権者である契約候補者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。なお、合計点数が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。ただし、審査委員全員の平均点数が100点に対して60点に満たない場合は、契約候補者として選定しないものとする。

(2) 審査内容

- ア 出席人数は1審査対象者につき5人以内とし、実際に業務を受注した際の実務担当者がプレゼンテーションを主に行う。
- イ 審査の順番は原則として企画提案書等の受付順とする。
- ウ 実施時間は、1審査対象者につき40分以内（原則としてプレゼンテーション25分以内、質疑応答15分以内）とする。
- エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うこととし、追加提案の資料や追加資料の配付を認めない。パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可するが、パソコンは事業者が持参すること。
- オ 審査は個別に行い、非公開とする。

3 契約候補者の決定

- (1) 本市は、審査委員会の審査結果に基づき、契約候補者を決定する。契約締結においては、契約候補者と協議及び契約内容の調整を行い、双方合意の上、契約を締結する。
- (2) 審査により選定した契約候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順位の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。